

就学援助制度のお知らせ ～援助を受けるには申請が必要です～

就学援助制度とは、市立小・中学校に在籍している児童・生徒のいる家庭で、経済的理由により就学に困っている家庭に対し、学習に必要な費用の一部(学用品費など)を援助する制度です。

援助費受給の可否は平成30年中の世帯所得をもとに決定します。

認定基準は、世帯の人数、年齢構成、家屋区分(持家・借家)、各種控除額等によって細かく異なります。

援助費受給を希望される人は、下記へ申請してください。

◆認定の目安(一例)

・4人世帯の場合

【父(40代)・母(30代)・子(中学生)・子(小学生)】

持家：世帯合計所得が約250万円までの家庭

借家：世帯合計所得が約325万円までの家庭

申請・問合せ＝印鑑(認め印で可)を持って、学校教育課(内線724・727)へ

スズメバチの巣駆除 費用の一部を補助します

家庭や個人の所有地内にできたハチの巣について、市では駆除できません。個人で駆除するか、駆除業者に依頼してください。市内で、スズメバチの巣ができている場所の所有者又は管理者で、登録駆除業者に依頼して巣を駆除した人に対して、補助金を交付します。

補助金額＝補助対象経費の2分の1(100円未満端数は切り捨て)で、限度額は1万円

※駆除を行うための建築物等の一部損壊費用・復旧費用は除く。

※アシナガバチ・ミツバチは補助の対象外となります。

詳しくは下記までご相談ください。

問合せ＝環境政策課(内線572)

児童手当現況届の提出を お忘れなく

令和2年5月末現在、児童手当を受けている人は、「現況届」を提出してください。この届は、受給者の前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。

現況届を提出しないと引き続き受給資格があっても、6月分以降の手当を受けることができなくなりますので、必ず6月中に提出してください。

提出期限＝6月30日(火)

(郵送の場合は、6月30日消印有効)

問合せ＝こども福祉課 こども係(内線522)

児童手当 支払いのお知らせ

児童手当は、6月15日(月)に受給者の預金口座に振り込みます。15日以降に入金を確認してください。※次のときは、速やかに届をしてください。

- ①児童の数が増減したとき
- ②振り込み口座の変更や解約したとき
- ③名前や住所を変更したとき
- ④受給者が公務員になったとき

問合せ＝こども福祉課 こども係(内線522)

教科書展示会 開催のお知らせ

本年度採択替えをする中学校用教科用図書を展示します。

期間＝6月19日(金)～7月17日(金)

※毎週火曜、第1・3水曜除く。

場所＝市立図書館 2階 教科書展示コーナー

問合せ＝学校教育課(内線723)